

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県職業能力開発審議会条例		公布日	昭和44年10月7日
条例番号	昭和44年三重県条例第44号		直近改正日	平成24年3月27日
所管部局課	雇用経済部雇用対策課		電話番号	059-224-2465
条例の概要	職業能力開発促進法の規定に基づき、都道府県職業能力開発計画その他の職業能力開発に関する重要事項を審議するための合議制の機関について定めるものである。			条例の種類 委任型
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	職業能力開発に関する関係者意見や専門的知見を聞く必要があり、現在でも妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	公的な職業能力開発に関する重要事項について調査審議するものであり、公的関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	職業能力開発促進法において、審議会について必要な事項は条例で定めることとされている。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	職業能力開発促進法第91条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	審議会に関し必要な事項は条例で定めなければならないが、一部でも廃止した場合、審議会の適正な運営に支障を生じるおそれがある。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	効果は、全ての労働者や離職者に及ぶ	
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
改正を検討する。	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えるが、条項ずれの対応が必要である。		無	無